

議案第149号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正
する条例の制定について

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

平成26年11月25日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正
する条例

(川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第1条 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年
川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改め、
同条第2号中「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改め、
同条第3号中「第6条の2第5項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同
条第4号中「第6条の2第6項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

(川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改
正)

第2条 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平
成24年川崎市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改め

る。

(川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第51条第8項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。